

自動販売機設置区画（支所・行政サービスセンター）の貸付に関する募集要項

自動販売機設置区画の貸付を行いますので、貸付を希望する方は本要項で示す書類を提出してください。

第1 貸付（契約）条件

1 貸付区画

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 両津支所 | 4 区画 |
| (2) 佐渡島開発総合センター | 1 区画 |
| (3) 相川支所 | 3 区画 |
| (4) 佐和田行政サービスセンター | 1 区画 |
| (5) 新穂行政サービスセンター | 1 区画 |
| (6) 畑野行政サービスセンター | 1 区画 |
| (7) 真野行政サービスセンター | 1 区画 |
| (8) 小木行政サービスセンター | 1 区画 |
| (9) 羽茂支所 | 1 区画 |
| (10) 赤泊行政サービスセンター | 1 区画 |

詳細は、仕様書を確認してください。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 貸付方法

自動販売機設置区画は、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づき、貸付契約により貸付けるものとします。

4 契約の解除

- (1) 自動販売機設置事業者が仕様書に反した場合、佐渡市はただちに貸付契約を解除できるものとします。
- (2) 佐渡市又は自動販売機設置事業者は、貸付期間中であっても、2か月前までに書面で相手方に通知することにより貸付契約を解除できるものとします。
- (3) 貸付契約が解除される日の翌日以降の商品の販売及び電気使用はできないものとします。

5 貸付料の精算

- (1) 上記4(1)により佐渡市が契約を解除した場合の貸付料については、すでに納入したものは返還しません。
- (2) 上記4(2)により契約を解除した場合の貸付料については、契約解除以後の残余期間に係る既納の貸付料について、佐渡市はこれを日割り計算で自動販売機設置事業者に対して返還するものとします。

6 電気料金の精算

契約を解除した場合の自動販売機の電気料金については、契約解除日までのものを自動販売機設置事業者に請求するものとします。

第2 応募手続き

1 応募資格

本件に応募できる者は、次の(1)から(4)までのすべてに該当する者（法人格の有無は問いません。）とします。

- (1) 自動販売機を設置し、貸付期間中継続して管理する意思、能力及び資力を有する者
- (2) 市税について未納がない者。佐渡市税が課されていない者で佐渡市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市区町村税について未納がない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てを受けていない者
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、暴力団員という。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 当該法人の役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - キ 当該法人の役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がある者

2 提出書類

別紙3「見積書」、別紙5「誓約書」及び佐渡市税の未納がないことの証明書（佐渡市税が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税について未納がないことの証明書）を下記の方法で提出してください。

3 書類提出方法

郵送（普通郵便か書留郵便かは問いません）又は持参により提出してください。

別紙3「見積書」のみを別紙4「見積書の封筒記載例」のとおり記載した封筒に入れ、封をしてください。その見積書の入った封筒、別紙5「誓約書」及び佐渡市税の未納がないことの証明書（佐渡市税が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税について未納がないことの証明書）と一緒に提出してください。

4 受付期間

郵送及び持参ともに、令和8年2月9日(月)午前8時30分から令和8年2月25日(水)午後5時30分まで（受付期間中に見積書提出先（財産管理課）に到達しなかったものは無効とします。）

5 見積書開封日時

令和8年2月26日(木)午前10時から非公開で行います（見積書提出者に参考を求めるものではありません）。

6 最低貸付料

月額190円（消費税及び地方消費税を除く）

※ 上記の最低貸付料は1区画の金額です。いずれの区画も最低貸付料は同額です。

※ 最低貸付料未満での応募は無効とします。

※ 見積書には最低貸付料以上の月額、かつ、希望する貸付料の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載してください。

7 設置予定事業者の決定

- (1) その設置区画について、有効な見積書を提出した者のうち最高金額を提示した者を設置予定事業者とします。設置予定事業者は、本市と貸付契約を締結し、正式な設置事業者となります。
- (2) 設置予定事業者となるべき同価の見積書を提出した者が2者以上あるときは、本件に關係のない職員にくじを引かせて設置予定事業者を決定します。
- (3) 設置予定事業者を決定したときは、速やかに設置予定事業者とその見積金額を見積書提出者すべてに通知します。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 設置予定事業者が応募資格を失った場合

- (2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと佐渡市が判断した場合

9 注意事項

- (1) 見積書提出前に必ず貸付区画を確認してください。
- (2) 複数の区画に応募いただくことが可能です。
- (3) 受付期間を過ぎて到着した見積書は無効とします。
- (4) 見積書を提出した後は、辞退できません。
- (5) 仕様書で示す貸付区画以外に自動販売機が設置されている場合がありますが、仕様書で示す貸付区画以外は本件による貸付の対象外です。

お問合せ先・見積書提出先
〒952-1292
新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所財務部財産管理課管財係
自動販売機設置区画貸付担当
電子メール s-zaisan@city.sado.niigata.jp
電話 0259-67-7036
FAX 0259-63-3300